

## 平成30年度 第2回府中市空家等対策協議会会議録（要旨）

平成30年12月17日（月）  
午後3時から4時30分まで  
市役所北庁舎3階会議室

### 1 出席委員

高野律雄会長、村木茂委員、立川健豊委員、山田昭典委員、室本亨委員、  
小澤博委員、大木幸夫委員、谷本三郎委員、川辺万吉委員、中山圭三委員、  
木島伸介委員、佐藤俊夫委員（12名）

### 2 事務局

- (1) 生活環境部  
古森部長、石川次長
- (2) 生活環境部環境政策課  
前島課長、浦川課長補佐、熊坂管理係長、新谷職員
- (3) 生活環境部住宅勤労課  
佐々木課長、中野住宅係長

### 3 傍聴者 0名

### 4 議題

- (1) 審議事項  
ア 府中市空家等対策協議会検討部会（案）について  
イ 「特定空家等」候補の選定について
- (2) 報告事項
- (3) その他

### 5 資料

- 資料 1 府中市空家等対策協議会検討部会委員（案）  
資料 2 特定空家等候補（事務局案）  
資料 3 府中市「特定空家等」の判断基準  
資料 4 府中市「特定空家等」の判断基準チェックシート  
資料 5 府中市空家等対策協議会運営規程  
資料 6 東京都の空き家ワンストップ相談窓口  
参考資料 特定空家等候補（事務局案）状況説明資料  
※個人情報が含まれるため、協議会限り

### 6 公開・非公開の別 一部非公開

#### 事務局

平成30年度第1回府中市空家等対策協議会を開催する。当協議会の会長である、高野市長より挨拶する。

#### 会長

ご多忙のところご出席を賜り、厚くお礼申しあげ、日ごろより市政運営にご理解、ご協力をいただいていることに、重ねて感謝申しあげる。

空き家対策については、行政だけでなく、様々な団体の普及啓発や利活用等の取組みにより、全国で日々その充実が図られている。

本市においても、当協議会においてご審議いただき策定した「府中市空家等対策計画」に基づき、今後は地域住民の生活環境に深刻な影響のある「特定空家等」の認定に係るご審議をいただきながら、その対応について適切に進めてまいりたい。

本日は、市内の荒廃した空き家の状況について事務局よりご説明するが、今後部会において検討いただく「特定空家等」の候補として選定することについて、委員の皆様から忌憚のないご意見をいただき、活発なご議論を賜りたい。

#### 事務局

続いて、次第3、「委員・事務局紹介」に移る。紹介は、委員の皆様には前回から引き続き対応いただいております、事務局も前回から変更がないため、「府中市空家等対策協議会委員名簿」及び「事務局名簿」の配布にて代えさせていただきます。

続いて次第4として、配布資料を確認する。なお、参考資料「特定空家等候補(事務局案)状況説明資料」は協議会限りとし、会議終了後に回収させていただきます。

(資料確認)

次に、次第5、「運営について」について報告する。本会議は、「府中市空家等対策協議会運営規程」第2条第3項の規定により、定足数が過半数に達していることで開催することとなっている。本日は出席委員数が過半数に達しているため、有効に成立する。

また、今後の特定空家等候補の選定を協議するにあたり、個人情報に触れる内容が含まれることが予定されている。その際は「府中市情報公開条例」に基づき、会議を非公開とさせていただきます。本日の議題についても、次第7「議事」の(1)審議事項イ以降については、非公開をお願いしたく、改めて、会議の公開についてお諮りする。

#### 会長

今後協議を行っていくにあたり、個人情報に触れる内容が含まれる予定があるとの説明だった。協議内容に個人情報が含まれる場合、会議を非公開としてよろしいか。

(各委員異議なし)

また、本日は傍聴希望者がいないため、次第6、「諮問」に移る。

#### 事務局

本会議への諮問事項については、「諮問書」にて府中市長より伝達をお受けしている。

#### 会長

本会議は、府中市長からの諮問により、審議・答申を求められている。なお当協議会は、府中市長である私が会長を兼任させていただいているため、「諮問書」の伝達については、皆様への写しの配布により代えさせていただく。事務局にて「諮問書」の朗読をお願いします。

(事務局が諮問書を朗読)

ただいま事務局にて朗読した「諮問書」に基づき、今後の議事を進める。

では次第7、「議事」に移る。審議事項のア「府中市空家等対策協議会検討部会(案)」について、事務局から説明をお願いします。

#### 事務局

資料1をご覧いただきたい。

8月17日の第1回協議会において、特定空家等の認定に関する協議については、個々の空き家の状況について内容の精査が微細な確認等になることが想定されるため、協議会運営規程の第6条により部会を設置し、その部会にて調査・審議等を行うことについてご了承いただいた。今回はその検討部会について、事務局案を提示させていただいた。特定空家等候補について協議するにあたり、建築の専門的な知識が必要となる特定空家等の判断においては、まずはご専門の委員の方で精査をいただく必要があると考え、専門的知識を有する6名の方々での構成とした事務局案となっている。

なお持田委員については、本日ご欠席ではあるが、検討部会委員への指名があった場合にお受けいただける旨のご回答をいただいている。

以上で資料1の説明を終わる。

#### 会長

以上で説明が終わった。何かご意見やご質問はあるか。

特にないようなので、報告・了承とさせていただく。

次に、審議事項のイ「特定空家等」候補の選定についてだが、これ以降については会議を非公開とさせていただく。

では審議事項のイ「特定空家等」候補の選定について、事務局から説明をお願いします。

(以降、非公開)